広島県告示第四百七十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によって、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成三十年五月二十八日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

指定番号	指定区域	埋立地の区分
四四	東広島市黒瀬町津江字鷹之巣一〇六〇番一の一部、一〇六六番一の一部、一〇六六番三の一部、一〇六六番五の一部、一〇七七番一、一〇七七番三の一部、一〇七七番四の一部、一〇七七番五、一〇七八番一、一〇七八番二、一〇七八番三、一〇七八番四、一〇七八番五、一〇七八番六、一〇七八番七、一〇七八番八、一〇七八番九、一〇七八番一〇、一〇七八番一四の一部、一〇七八番一五、一〇七九番四、一〇八一番六の一部、一〇八一番八の一部、一〇八一番一〇の一部、一〇八一番一三の一部、一〇八一番一七の一部、四七二四番一、四七二四番二、四七二五番、四七二六番、四七二七番の一部、四七二八番一の一部、四七三〇番の一部、四七三一番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号